

**【記載例 3-7】平成20年において、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等と、後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき**

**設 例**

① 居住開始年月日	平成 20 年 2 月 28 日
増改築等の費用の額／うち居住用	1,500,000 円／1,500,000 円
特定の増改築等に関する事項	
高齢者等居住改修工事等の費用の額	1,000,000 円
交付等を受ける補助金等の合計額	300,000 円
同居親族の年齢	70 歳
住宅借入金等に関する事項	
年末残高（当初借入金額）	1,100,000 円（1,500,000 円）
② 居住開始年月日	平成 20 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額／うち居住用	2,000,000 円／2,000,000 円
特定の増改築等に関する事項	
特定断熱改修工事等の費用の額	1,000,000 円
住宅借入金等に関する事項	
年末残高（当初借入金額）	1,970,000 円（2,000,000 円）
※ 共有者なし	

※ 特定断熱改修工事等については、平成20年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る。



[ (付表) の控用の裏面 ]

【計算欄】 (次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額 (「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に 係る住宅借入金等の年末残高」の㊸欄の金額を転記します。)		㊸	3,070,000 円 (1,970,000) (1,100,000)
居住の用に供した日等		算式等	㊸(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1 (2から5の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合	平成20年中に居住の用に供した場合	㊸× 0.01 = (最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	㊸× 0.01 = (最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	㊸× 0.01 = (最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	㊸× 0.01 = (最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	㊸× 0.01 = (最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	㊸× 0.0075 = (最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	㊸× 0.006 = (最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	㊸× 0.006 = (最高15万円) 円 00
3	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成19年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した場合 ㊸欄の金額(最高1,000万円) …… ㊸( 3,070,000 ) ㊸欄の金額( 1,700,000 )×0.02+(㊸-㊸)×0.01=	(最高12万円) 円 47,700
4	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合 ㊸欄の金額(最高1,000万円) …… ㊸( ㊸欄の金額( )×0.02+(㊸-㊸)×0.01=	(最高12万円) 円 00
5	阪神・淡路 大震災の被災 者の家屋の再 取得等の場合 の計算方法を 選択した場合	㊸が1,000万円以下のとき	㊸× 0.02 = 円 00
		㊸が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	㊸×0.01+10万円= 円 00
		㊸が2,000万円を超えるとき	㊸×0.005+20万円= (最高35万円) 円 00

※ ㊸欄の金額を「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の㊸欄に転記します。